

**「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」として
取りまとめる項目等の考え方について**

1 取りまとめる項目等

(1) 「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」報告書（平成30年3月消防庁）提言事項及び群馬県での事故後に把握した課題から、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に含めるべきものを検討する。

(2) 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」には、次のア及びイを規定することとする。

ア 消防防災ヘリコプターの安全性の向上のため、運航団体が最低限取り組む必要のあるもの。

※ 「・・・するものとする。」と規定する。

イ 消防防災ヘリコプターの安全性の向上のため、標準的な取組として運航団体に取り組むことが求められるもの。

※ 「・・・努めるものとする。」と規定する。

なお、消防防災ヘリコプターの安全性の向上のため、運航団体が取り組むことが推奨されるものについては、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に規定せず、別途助言通知等により対応する。

2 報告書提言事項のうち、「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」に規定しないものは以下のとおり。

(1) ヒヤリ・ハット事例の共有

航空機事故等の消防庁長官への報告義務については基準に含めることとしているが、収集したヒヤリ・ハット事例の公表については、全国航空消防防災協議会のホームページ上で行うことを予定しており、その具体的手法については基準に規定せず別途通知することとしたい。

【検討会報告書提言該当箇所】

1 安全性向上策

(2) ヒヤリ・ハット事例の共有

(2) 計器飛行

夜間や悪天候時に計器飛行の有効性は高いが、運航団体に対して最低限取り組むことが必要な措置又は標準的に取り組むことが求められるものとして規定するには、計器飛行航路や訓練環境の整備状況に留意する必要がある、引き続き検討を要するため。

【検討会報告書提言該当箇所】

1 安全性向上策

(1 3) 計器飛行

(3) 消防防災ヘリコプターのニーズを踏まえた充実策

各地域での増機に関する項目であり、基準に規定するには性質が異なるため。

【検討会報告書提言該当箇所】

2 航空消防防災体制の充実強化

(3) 消防防災ヘリコプターのニーズを踏まえた充実策

(4) 消防庁による財政措置の検討

消防庁が取り組むべき項目であり、基準に規定するには性質が異なるため。

3 航空関係法規との関係

航空関係法規に既に規定されていることについては、重複するため基準には含めない。

(例) フライトプランの通報、航空日誌の搭載等は、航空法に定めがあり、自家用運航である消防防災ヘリコプターにも適用されるので基準には含めない。

以 上

「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」構成案

第一章 総則

- ・ 目的
- ・ 用語の意義

第二章 消防防災ヘリコプターの運航体制

- ・ 運航体制の整備充実
- ・ 運航規程等の整備
- ・ 運航責任者及び運航安全管理者の配置
- ・ 二人操縦士体制
- ・ 機長の乗務要件
- ・ 航空消防活動指揮者
- ・ 消防防災ヘリコプターに備える装備等

第三章 教育訓練等

- ・ 教育訓練
- ・ 操縦士の養成訓練
- ・ 操縦士の技能管理
- ・ 教育訓練等基本計画
- ・ 教育訓練等実施計画

第四章 航空消防活動

- ・ 調査
- ・ 消防防災ヘリコプターの出動
- ・ 運航中の安全対策
- ・ 関係機関との連絡体制

第五章 航空機事故対応

- ・ 捜索救難体制の確立
- ・ 事故の報告

第六章 相互応援協定等

- ・ 相互応援協定等
- ・ 関係機関等との連携

以 上

「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」 たたき台

第一章 総則

(1) 目的

消防防災ヘリコプターの運航に関する基本的事項を定めることにより、航空消防活動に従事する者の安全の確保及び相互応援体制を確立し、航空消防活動の円滑な遂行に資することを目的とすること。

第二章 消防防災ヘリコプターの運航体制

(2) 運航体制の整備充実

運航団体は、消防防災ヘリコプターを安全に運航するために必要な組織及び施設の整備並びにこれらの充実強化を図るものとする。

(3) 規程等の整備

ア 運航団体は、消防防災ヘリコプターの出発の決定に係る手続及び判断の基準、出動前の点検事項、出動中の留意事項等を定めた運航に関する規程を整備するものとする。

イ 運航団体は、運航中の消防防災ヘリコプターの周囲の監視及び機長に注意を促すための発唱に関する実施要領を定めるものとする。

ウ 運航団体は、山岳救助活動、水難救助活動等について、地域特性等を考慮して、活動要領を整備するものとする。

【検討会報告書提言該当箇所】

1 安全性向上策

(7) ヘリコプターの運航に関する規程・要綱の整備及び徹底

ア 意思決定プロセス

イ 出動可否の判断基準の数値化・明文化

(8) ヘリコプターの活動に関するマニュアル等の整備及び徹底

ア 山岳救助活動及び水難救助活動に特化したマニュアルの整備

イ 隊員降下中の見張り・ボイスプロシージャ

(4) 運航責任者及び運航安全管理者の配置

ア 運航団体は、消防防災ヘリコプターが配置されている航空隊基地に、運航責任者及び運航安全管理者を配置するものとする。

イ 運航責任者は、消防防災ヘリコプターの出発の承認、航空消防活動の中止の指示その他の消防防災ヘリコプターの運航の管理に関する事務をつ

かさどるものとする。

ウ 運航安全管理者は、航空消防活動に関する知見を有する者を以て充てるとし、消防防災ヘリコプターの運航の安全を確保する観点から、消防防災ヘリコプターの運航及び航空消防活動に関する助言、航空消防活動従事者の健康管理に関する助言、教育訓練等基本計画及び実施計画の立案、これらの業務に必要な調査研究等を行うものとする。

エ 運航団体は、運航責任者の事務を補助するため必要な職員を置くものとする。

【検討会報告書提言該当箇所】

1 安全性向上策

(6) 消防防災航空隊の組織、人員等

ア 航空隊基地への運航責任者の配置

イ 航空隊基地への運航管理要員の配置

(7) ヘリコプターの運航に関する規程・要綱の整備及び徹底

ア 意思決定プロセス

(5) 二人操縦士体制

ア 航空消防活動を行う消防防災ヘリコプターには、航空法第28条の規定により当該消防防災ヘリコプターを操縦することができる操縦士2名を乗り組ませるものとする。

イ 運航責任者は、2名の操縦士のうち、1名を機長に、他の1名を副操縦士に、それぞれ指定するものとする。

ウ 副操縦士は、機長が行う操縦の補助及び周囲の監視を行うとともに、機長に事故あるときは、機長に代わってその職務を行うものとする。

【検討会報告書提言該当箇所】

1 安全性向上策

(4) 2人操縦体制の導入

(6) 操縦士の乗務要件

ア 運航団体は、航空法その他の関係法令が定めるもののほか、「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラムに関する検討委員会」の検討結果について（平成30年1月9日消防広第6号消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室長通知）を踏まえ、消防防災ヘリコプターの機長となるべき操縦士に必要な飛行経歴その他の要件を定めるものとする。

とすること。

- イ 運航団体が定める操縦士の養成訓練計画において、養成訓練を充実強化するなどして安全性を確保することにより、運航団体が飛行の安全性を考慮して定める一定の航空消防活動に限り、当該航空消防活動を行う消防防災ヘリコプターの機長に係る要件を、前アとは別に定めるものとする。

※ 機長の乗務要件については、「ドクターヘリ、消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラムに関する検討委員会」において取りまとめられた「消防・防災ヘリ操縦士の乗務要件及び訓練プログラム」を参考に、運航団体において乗務要件を定めるとともに、経験の少ない操縦士がOJTとして消防防災ヘリに機長として乗務する場合は、別に乗務要件を定めることができるものとする。

(7) 航空消防活動指揮者

- ア 運航団体は、航空消防活動の実施に当たっては、消防防災ヘリコプターに搭乗して当該航空消防活動を統括する者を指定するものとする。
- イ 航空消防活動指揮者は、航空法その他の関係法令の規定により機長が行うものとされている権限を除き、航空消防活動の実施に関し、航空消防活動従事者を指揮監督すること。

(8) 消防防災ヘリコプターに備える装置等

- ア 運航団体は、消防防災ヘリコプターに別表1に掲げる装備、装置及び資機材を備えるものとする。
- ※ 別表1に含める装置等の例：ヘリコプター動態管理システム、フライトレコーダー等
- イ 運航団体は、消防防災ヘリコプターに別表2に掲げる装備、装置及び資機材を備えるよう努めるものとする。
- ※ 別表2に含める装置等の例：RNAV装置、障害物検知モニタリングシステム等

【検討会報告書提言該当箇所】

1 安全性向上策

- (1) ヘリコプター動態管理システムの常時活用及び高度化
- (5) フライトレコーダー・ボイスレコーダーの搭載等

第三章 教育訓練等

(9) 教育訓練

運航団体は、消防防災ヘリコプターの操縦士の操縦技能の習得維持に必要な飛行訓練、シミュレーターを用いた緊急操作訓練、CRM（消防防災ヘリコプターの運航の安全のための対人関係能力や協調性の向上を専門的技術として習得させるもの）の訓練、その他航空消防活動の安全の確保のための訓練を行うものとする。

【検討会報告書提言該当箇所】

- 1 安全性向上策
 - (3) CRM の導入
 - (7) ヘリコプターの運航に関する規程・要綱の整備及び徹底
 - ウ 出動決定権者の着任後教育
 - (9) 各操縦士の技能管理
 - (12) シミュレーターの活用

(10) 操縦士の養成訓練

運航団体は、将来にわたりその消防防災ヘリコプター操縦士を安定的に確保できるよう、計画を定めて必要な操縦士の養成訓練を行うものとする。

【検討会報告書提言該当箇所】

- 3 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保
 - (1) 乗務要件・訓練プログラムの有効活用
 - (2) ア 2人操縦体制による操縦士の養成
 - イ 操縦士の増加策・財政措置

(11) 操縦士の技能管理

運航団体は、消防防災ヘリコプターの操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な航空消防活動に資するため、毎年、当該運航団体の消防防災ヘリコプターの操縦士の操縦技能の確認を行うものとする。

【検討会報告書提言該当箇所】

- 1 安全性向上策
 - (9) 各操縦士の技能管理

(12) 教育訓練等計画

ア 運航団体は、教育訓練等を実施するに当たっては、教育訓練の目標及び内容並びにその実施方法、消防防災ヘリコプターに乗組む者の安全管理対策、教育訓練に必要な施設又は設備の整備計画、教育訓練に当たる指導者の確保及び養成対策、操縦士の養成計画その他教育訓練を効果的かつ安全に実施するために必要な事項について定めた教育訓練等基本計画を作成し、及び毎年教育訓練等基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

イ 運航団体は、前条の教育訓練等基本計画に基づき、毎年、年間の教育訓練の目標及び内容並びにその実施方法、教育訓練等の対象者、教育訓練等の時間数及び実施時期、その他年間の教育訓練を円滑に実施するために必要な事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。

第四章 航空消防活動

(13) 調査

運航団体は、航空消防活動の適切かつ円滑な実施を図るため、当該運航団体の区域、当該運航団体と相互応援協定を締結している他の地方公共団体の区域その他当該運航団体の消防防災ヘリコプターを運航することが見込まれる区域において、地勢の状況、災害の発生するおそれのある場所及びその地形並びに気象状況、飛行場外離着陸場、山林火災のための給水場所、燃料の補給施設その他の航空消防活動の実施に必要な施設整備の状況、位置、構造及び管理状態について、調査を行うものとする。

(14) 消防防災ヘリコプターの出動

ア 運航団体は、航空基地から消防防災ヘリコプターを出発させるに当たっては、その都度運航責任者の承認を得るものとする。

イ 運航責任者は、気象状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握し、運航に関する規程に則り、前項の承認の可否を判断するものとする。

ウ 機長は、航空法 73 条の 2 に規定する確認のほか、航空消防活動従事者に対する航空消防活動に関するブリーフィングが終了した後でなければ、消防防災ヘリコプターを出動させてはならないものとする。

エ 航空消防活動を行うため消防防災ヘリコプターを運航しようとするときは、運航責任者は、他の消防隊又は救急隊との連携に十分配慮するものとする。

【検討会報告書提言該当箇所】

1 安全性向上策

- (7) ヘリコプターの運航に関する規程・要綱の整備及び徹底
- イ 出動可否の判断基準の数値化・明文化
- (10) ブリーフィングの実施

(15) 運航中の安全対策

- ア 航空消防活動指揮者は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、消防防災ヘリコプターの機体の特性等を踏まえ、安全管理に重きを置き、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。
- イ 機長は、当該飛行上の安全限界、自己の技能等から判断して、適正かつ安全な運航を行うものとする。
- ウ 運航責任者は、消防防災ヘリコプターの運航中は、ヘリコプター動態管理システム等による飛行状況の監視、航空消防活動の現場の状況、気象の状況等の情報収集を行い、必要に応じて機長及び航空消防活動指揮者に情報提供するとともに、航空消防活動を安全に実施することが著しく困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中断するよう指示するものとする。

【検討会報告書提言該当箇所】

1 安全性向上策

- (1) ヘリコプター動態管理システムの常時活用及び高度化
- (7) ヘリコプターの運航に関する規程・要綱の整備及び徹底
- イ 出動可否の判断基準の数値化・明文化
- (11) 死角部分の見張り

(16) 関係機関との連絡体制

運航団体は、航空消防活動の実施に関し、航空機を用いた捜索及び救助を行う他の行政機関（関係機関）と相互に緊密に連絡する体制を確保しておくよう努めるものとする。

【検討会報告書提言該当箇所】

- 2 航空消防防災体制の充実強化
- (2) 関係機関との連携強化

第五章 航空機事故対策

(17) 捜索救助体制の確立

運航団体は、その消防防災ヘリコプターに係る事故が発生した場合又は発生した疑いのある場合に係る当該消防防災ヘリコプターの捜索及び救助に関する体制を確立するものとする。

※ 事故後の運航団体ヒアリングにおいて、自団体の消防防災ヘリコプターに係る事故が発生した場合の初動に対して不安のある団体が見られたこと。

(18) 事故の報告

運航団体は、消防防災ヘリコプターに係る事故が発生した場合又は発生するおそれのある事案が発生した場合は、消防庁長官に速やかに報告するものとする。

【検討会報告書提言該当箇所】

1 安全性向上策

(2) ヒヤリ・ハット事例の共有

第六章 相互応援協定等

(19) 相互応援協定

ア 運航団体は、近隣の他の地方公共団体との間で、相互応援協定を締結するよう努めるものとする。

イ 運航団体は、相互応援協定を締結した他の地方公共団体との間で、それぞれの消防防災ヘリコプターに係る航空法第10条第1項に規定する耐空証明を受けるために必要な検査の時期の調整等を行うことにより、当該運航団体の区域における航空消防活動に必要な消防防災ヘリコプターの運航が常時確保されるよう努めるものとする。

【検討会報告書提言該当箇所】

2 航空消防防災体制の充実強化

(1) 相互応援体制の強化

(20) 関係機関との連携

運航団体は、耐空検査等により、当該運航団体の消防防災ヘリコプターが運航できない場合を想定し、航空消防活動の必要がある災害が発生した

場合における対応を関係機関と相互に協力して行うための協定等を締結
するよう努めるものとする。

【検討会報告書提言該当箇所】

- 2 航空消防防災体制の充実強化
- (2) 関係機関との連携強化

以 上

「消防防災ヘリコプターの安全性向上・充実強化に関する検討会」
報告書提言事項（抜粋）

第5章 まとめ

消防防災航空隊における安全管理への取組については、地域特性や組織体系による差異はあるが、総体的に見て、強い安全管理意識のもと実施されている。しかし、改善の余地がある点については、引き続き事故防止策を講じていく必要がある。

また、山岳救助活動時に限らず、通常運航時も含めた視点から、安全管理を見つめ直す時期が来ており、航空消防防災体制の充実・強化を見据え、以下の点について取り組んでいくことが肝要である。

1 安全性向上策

(1) ヘリコプター動態管理システムの常時活用及び高度化

ヘリコプター動態管理システムは、ヘリコプターの効果的な運用を目的として整備されているものである。しかし、安全性向上のため、運航種別に関わらず、常時起動及び通信間隔の短縮を行い、各運航団体自ら地上側で自団体ヘリコプターの運航状況を常時把握する必要がある。

飛行時の機体状況の可視化は、飛行後の運航面の振り返りにも活用ができ、安全性向上への効果も期待できる。今後の技術の進展と併せ、安全性向上を含めた機能の追加を検討していく必要がある。

(2) ヒヤリ・ハット事例の共有

過去のヒヤリ・ハット事例を蓄積し共有していくことは、長期的な事故防止対策につながり、組織としての安全管理意識の醸成にも効果が期待できることから、励行すべきである。また、共有の仕組みについては、消防庁が主体となり検討していく必要がある。

(3) CRMの導入

部隊内における意思疎通やチームワーク向上のために、CRMを積極的に取り入れていく必要がある。各運航団体へのCRM導入に向けた研修の手法等については、継続的に研究を重ねていく必要がある。

(4) 2人操縦体制の導入

操縦かんを握る機長に生じる不測の事態への備えは何よりも優先されるものであり、また、計器類の操作補助によって機長の負担を軽減することが可能となる。こうしたことから、各運航団体においては2人操縦体制を導入することによって、より一層、運航の安全を確保していく必要がある。また、後述3(2)の操縦士の養成・確保とも合わせ、各運航団体が計画的に導入を進めていく必要がある。

(5) フライトレコーダー・ボイスレコーダーの搭載

フライトレコーダー・ボイスレコーダーは、事故の原因究明の迅速化、長期的な航空安全への貢献といった観点から、機体更新時に合わせて搭載する必要がある。

(6) 消防防災航空隊の組織、人員等

ア 航空隊基地への運航責任者の配置

客観的な立場から航空隊を管理・監督する運航責任者（航空センター長又はそれと同等の職）は、健全な組織体制を構築する上で、大きな影響力を持つことから、航空隊基地への配置を図る必要がある。

イ 航空隊基地への運航管理要員の配置

運航管理要員は、気象情報や活動に関わる情報を適宜機体側へ伝達する重要な役割を果たしていることから、常時配置するよう、人員の確保を図ることが望ましい。専任者の配置が困難であっても、勤務日ごとに気象情報の把握や運航指示などの運航管理業務を実施可能な職員を明確に指定する必要がある。

(7) ヘリコプターの運航に関する規程・要綱の整備及び徹底

全ての運航団体は、今回の長野県消防防災ヘリコプターの事故を契機とし、以下の点に留意し、ヘリコプターの運航に関する規程・要綱の点検・見直しを行う必要がある。規程内容と実態がかい離している場合は、適切な組織運営が実現できるよう改正し、これらを遵守する必要がある。

ア 意思決定プロセス

出動可否などの意思決定プロセスは、出動決定権者が根拠を持って責任ある判断を行うために必要なものであることから、規程等に記載する必要がある。また、出動決定権者不在時の意思決定プロセスについても、規程等に定めておく必要がある。出動決定権者の勤務地が航空隊基地と離れている場合においては、両者の間で運航可否に関わる連絡を密にし、組織として適切な判断が行えるようにする必要がある。

イ 出動可否の判断基準の数値化・明文化

出動可否の判断基準や活動停止の決定基準等は、出動決定権者が根拠を持って責任ある判断を行うために必要なものであることから、地域特性を考慮したうえで、運航団体としての最低基準を規程等に記載する必要がある。

ウ 出動決定権者の着任後教育

出動決定権者が行う航空隊の運用判断は、航空分野の専門知識等が必要であることから、着任後研修が確実に実施される体制を構築する必要がある。また、必要な項目については規程等に記載する必要がある。

(8) ヘリコプターの活動に関するマニュアル等の整備及び徹底

以下の点について未整備の運航団体においては、活動時の安全管理の重要性を踏まえ、早急に整備し、遵守する必要がある。

ア 山岳救助活動及び水難救助活動に特化したマニュアルの整備

山岳救助活動や水難救助活動などの活動種別ごとに特化したマニュアル（一般的な救助活動マニュアルに含まれる場合を含む。）が未整備の運航団体については、地域事情に関らず、山岳救助及び水難救助の活動要領を策定する必要がある。

イ 隊員降下中の見張り・ボイスプロシージャ

見張り要員の配置やボイスプロシージャは、事故防止を図る上で非常に重要であることから、必要な項目についてマニュアル等に記載する必要がある。

(9) 各操縦士の技能管理

操縦士の技能管理は、各運航団体が適切な出動可否判断を行うために重要であることから、運航形態に関わらず、運航団体自らがこれを行う必要がある。

(10) ブリーフィングの実施

災害・訓練を問わず、飛行前のブリーフィングは、部隊として共通認識のもと任務を遂行する上で非常に重要であり、飛行中の安全管理にも直結することから、当該活動に携わる職員全員による飛行前のブリーフィングを徹底する必要がある。

(11) 死角部分の見張り

救助活動中に十分な見張り体制が確保できない場合は、安全管理に重きを置き、当該救助活動を中止する判断を行うなど、運航体制、地理的条件及び機体特性に合わせた活動を実施する必要がある。

(12) シミュレーターの活用

日本国内におけるシミュレーターの配置数が限られていることや、多額の費用が必要となる等の課題はあるが、シミュレーターの活用により、実機では実施が困難な緊急操作の訓練が可能となり、操縦面の安全性向上を図ることができる。また、計器飛行証明の資格取得・維持にも非常に有効であることから、各運航団体においては、シミュレーターを活用した訓練に取り組む必要がある。国からの財政措置や、配備のあり方について、引き続き検討を進めていく必要がある。

(13) 計器飛行

有視界飛行が困難な夜間や悪天候下における広域応援時及び飛行中における急な天候悪化時において、計器飛行の有効性は高い。シミュレーターの

配置数が限られている現状において、資格維持に必要な飛行時間の確保や、高額な訓練費用の確保が課題となっているが、計器飛行航路や訓練環境の整備状況にも留意しながら、引き続き検討していく必要がある。

2 航空消防防災体制の充実強化

(1) 相互応援体制の強化

各運航団体は、協定の締結による応援体制の充実を図っていく必要がある。相互応援体制が手薄な地域の対策については、消防庁から関係地方公共団体に対して相互応援体制の充実に向けた働きかけをしていく必要がある。

(2) 関係機関との連携強化

各運航団体は協定や覚書等により、関係機関との連携を強化・推進していく必要がある。また、消防庁と関係省庁との間で調整を行い、各運航団体と関係機関の連携が強化できるような環境を整備し、航空消防防災体制の充実強化を図っていく必要がある。

(3) 消防防災ヘリコプターのニーズを踏まえた充実策

1 機体制の県における消防庁ヘリコプターの増配備を含めた2機目の機体の増配備については、各地域の航空消防ニーズを考慮しつつ、(1)の「相互応援体制の強化」及び(2)の「関係機関との連携強化」による効果を見極めながら、今後予想されるベテラン操縦士の大量退職を踏まえた人員確保の進捗及び財政的な実現可能性と照らし合わせ、各地域の実情に応じて議論を進めていく必要がある。

3 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保

(1) 乗務要件・訓練プログラムの有効活用

出動決定権者が適切な出動可否判断を行うため、委託運航団体においても、派遣される操縦士の技能管理を積極的に実施する必要がある。また、今後見込まれる操縦士不足を見据え、各運航団体において、操縦士を効果的に育成していく必要がある。そのためには、国土交通省航空局が事務局となって開催された検討委員会において取りまとめられた乗務要件・訓練プログラムを有効活用し、技量ある操縦士の養成・確保及び安全運航に努めていく必要がある。

また、訓練内容の設定や能力確認要領については、地域特性を考慮しつつ、必要な範囲で一定の基準づくりについて、消防庁が主体となり、検討していく必要がある。

(2) 「消防防災ヘリコプターの操縦士の養成・確保のあり方検討会」課題・対応策

ア 2人操縦体制による操縦士の養成

操縦士不足は全ての運航団体が直面する可能性があり、次を担う操縦士を養成していくことは、消防防災ヘリコプターの運航を確保する上で重要であり、運航団体と民間事業者がともに取り組むべき課題である。また、運航上の安全確保は何よりも優先されるものであり、ヘリコプターの操縦面についても、より安全を担保する必要がある。

このことを前提に、各運航団体においては、中長期的には、技量・経験を身につけた2人操縦体制に移行することを目標として計画を定め、OJTを活用した2人操縦体制により、若手操縦士の養成及び運航の安全確保を図っていく必要がある。

イ 操縦士の増加策・財政措置

自主養成策は、運航団体が操縦士の養成を自立的に行え、組織への定着が期待できる点からも、有効な手法である。現行の操縦士確保の方法を継続しながらも、必要に応じて、自主養成による操縦士の養成・確保に取り組めるよう、各運航団体は操縦士希望者の選抜要領や養成計画を検討しておくことが望ましい。

また、消防庁においては、自主養成や2人操縦体制の実施に伴って運航団体に求められる多額の人材育成費への国の財政措置や、その他の養成方法についても、幅広く検討していかなければならない。